



11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です!!

厚生労働省では、『国民お一人お一人、「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日』として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基にさまざまなパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくほか、むつ年金事務所にお問合せください。

年金受給の手続き

■手続きの流れ

「老齢基礎年金のお知らせ」や「年金請求書」などが、日本年金機構または共济組合などからご自宅に届きます。

- 年金基礎番号をお持ちの方には、60歳または65歳の誕生日の約3か月前に、日本年金機構または共济組合などから「老齢基礎年金のお知らせ」や「年金請求書」が届きます。
- 老齢年金の受給権が発生する年の誕生日の約3か月前に、日本年金機構または共济組合などから「年金請求書」が届きます。



「年金請求書」を年金事務所またはお住まいの役場へ提出します。

- 必要事項を記入し、受給開始年齢の誕生日の前日以降に提出します。
- 提出先は、以下のとおりです。
 - 年金加入期間が国民年金（第1号被保険者）のみの方……役場国民年金担当
 - それ以外の方……年金事務所



「年金証書」、「年金決定通知書」、「年金を受給される皆様へ（パンフレット）」が、日本年金機構からご自宅に届きます。

- ご自宅に届くのは、年金請求書の提出から約1か月後（記入記録の整備などが必要な場合は約2か月後です。）
- パンフレットには、年金を受け取っている間に必要な届出などを掲載しています。年金証書と一緒に大切に保管し、必要な時に読み返してお役立てください。
- 共济組合などの期間に係る年金証書などについては、各共济組合などから送付されます。



年金証書が届いてから約1～2か月後に、年金の受け取りが開始します。

- 年金請求時に指定された口座に振り込まれます。
- その後、偶数月に2か月分が振り込まれます。
- 共济組合などの期間に係る年金については、各共济組合などから振り込まれます。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤